

奈良県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年四月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字小山手六五一の二、六七一、大字小坪瀬二二、二四

二 指定の目的 水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字小坪瀬二二（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県農林部森林整備課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）